

達示第 29 号

令和 2 年 9 月 9 日

宮城刑務所長 西 見 卓 明

「被収容者に係る金品の取扱いに関する達示」の一部を改正する達示
平成 30 年 8 月 14 日付け達示第 56 号「被収容者に係る金品の取扱いに関する達示」の一部を次のように改正し、本月 23 日から施行する。

第 6 条及び別紙様式 6 の 1 を下記のように改める。

記

(差入れを受け付ける日及び時間帯)

第 6 条 会計課窓口において差入れを受け付ける日及び時間帯は、平日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる休日以外の日）の午前 8 時 30 分から午後 4 時までとするものとする。

ただし、正午から午後 1 時までを除く。

別紙 6 保管私物容量

1 宮城刑務所収容中の被収容者等

	名 称	数量等	容 量
1	保管私物容器 (規格 W58.5cm×H38.0cm×D28.5cm)	1 個	63.3 リットル
2	居室私物棚	1 区画	35.0 リットル
	合 計		98.3 リットル